

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第8回島根海区漁業調整委員会が、平成30年6月15日（金）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）
 - ①平成30年のサバ類、ズワイガニのTAC
 - ②平成30年のクロマグロのTAC
- (2) 島根県の定置漁業におけるくろまぐろの保存及び管理に関する協定について（協議）
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について（報告）

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国より平成30年漁期のサバ類、ズワイガニに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

また、太平洋くろまぐろの資源管理については、第4管理期間（知事管理の沿岸漁業については平成30年7月～）からTAC法に基づき管理が開始されることになり、漁獲が積み上がるとTAC法に基づく「採捕停止命令」が発動されることとなります。

このたび、国より第4管理期間における小型魚（30kg未満）、大型魚（30kg以上）の島根県への配分量が示され、県の管理計画について、知事から諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

県の管理計画の変更の概要

	平成30年7月～平成31年6月の知事管理量
まさば及びごまさば	22,000トン〔うち中型まき網：21,400トン〕
ずわいがに	若干

くろまぐろの漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

	第4管理期間の知事管理量 (平成30年7月～平成31年3月)	
小型魚（30kg未満）	57.1トン〔うち5.8トンを留保枠とする〕	
大型魚（30kg以上）	7.0トン〔うち0.7トンを留保枠とする〕	
採捕の種類	小型魚（30kg未満）	大型魚（30kg以上）

定置漁業	10.4 トン	6.3 トン
くろまぐろ承認漁業	40.4 トン	
その他の漁業	0.5 トン	

(2) 島根県の定置漁業におけるくろまぐろの保存及び管理に関する協定について（協議）

定置漁業による漁獲超過を防止し、定置漁業者間での公平な漁獲機会を確保するため、第4管理期間においては協定に基づく管理を行おうと、その内容について協議されましたが、定置漁業者の理解が十分得られている状況とは言えず時期尚早ではないかとの意見が出され、継続審議となりました。

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について（報告）

平成30年度全漁調連要望事項に追加要望するため、今般、全漁調連から全国の各海区あてに「水産政策の改革」に係る意見照会があり、①新たな資源管理システムの構築、②生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、③公的な漁場管理を委ねる制度の創出、に関して事務局案を示し意見を伺いました。

中でも、海区漁業調整委員会の委員選出方法の見直し（公選制を廃止し、知事選任制へ移行）については、より慎重な議論がなされ、これまでほとんど選挙による選任が行われていない状況などを鑑みると「公選制度の廃止はやむを得ない」との意見が多くを占め、その旨、島根海区としての意見としてまとめることになりました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950